

千葉市桜木霊園墓地（返還墓地）使用者の追加募集について

桜木霊園では、返還墓地の利用者を追加募集します。

募集区画数：区分ア:5区画、区分イ:11区画、区分ウ:42区画、区分エ:24区画 計82区画

※申込み、キャンセルなどにより区画数は変動します

(2/1 現在)

使用料：1㎡あたり156,250円（いずれも墓石代・工事代別）

管理料：5,020円（年額）

申込期間：令和6年2月16日（金）～2月26日（月）

【募集方法・日程】（「申込みのしおり」3～4ページ他をこちらに読み替えてください。）

1	「申込みのしおり」の配布	配布場所 ：桜木霊園管理事務所、生活衛生課 ホームページよりダウンロードもできます。 ※申込みをお考えの方は、事前に桜木霊園管理事務所に来所もしくはお電話いただき、資格審査に必要な書類について確認いただき申込前にご用意ください
2	申込み受付期間	令和6年2月16日（金）午前9時～2月26日（月）午後3時まで 受付方法 ：桜木霊園管理事務所に来所のうえ申込みください（郵送・電子申請不可）。
3	受付・抽選	区分毎に先着順で受付を行い、資格審査が完了した時点で「使用許可の予定者」となります。申込みの際には、資格審査に必要な書類も漏れなくお持ちください。 ※受付開始時刻の午前9時時点で、来所者が複数あった場合には、審査順の抽選を行います。受付時に資格審査を行い、審査に合格された方より区画の抽選を行います。 ※資格審査の際に不足書類がある場合は受付できません。予めご了承ください。
3	区画の決定	資格審査に合格した方から順に抽選で決定します。（区画を選ぶことはできません）
4	使用料納付書発送	区画決定後に順次発送します。（納付期限は3月31日）
5	使用許可証の発送	使用料納付後に順次発送します。
6	使用開始	使用許可後となります。

※申込者の資格・申込みにあたっての注意事項等については、「申込みのしおり」をご覧ください。

【注意事項】

- 申込みの状況により、受付期限より前に受付を終了する場合があります。受付を終了した場合は、資格審査に必要な書類を揃えていても受付できませんので予めご了承ください。

【申込方法と資格審査】（「申込みのしおり」5～9ページをこちらに読み替えてください。）

（1）申込方法

「申込みのしおり」に同封されている①「令和5年度 桜木霊園墓地使用申込書」、②「一般墓地使用許可申請書」に必要な事項を記入し、③「申込者が千葉市内に住所を有し、1年以上継続して居住していること」が確認できる住民票（本籍地記載）、④「申込みのしおり」8～9ページに記載の資格審査に要する書類上記①～④の書類を漏れなく持参のうえ、桜木霊園管理事務所にてお申込みください。

① 資格審査

申込みと同時に資格審査を行います。申込みされる方は、資格審査に必要な書類を漏れなくご持参ください。

【問い合わせ先】

桜木霊園管理事務所（8時30分～17時00分）

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

電話：043-231-0110 FAX：043-321-0124

千葉市桜木霊園墓地（返還墓地）追加募集区画一覧

(2024年2月1日現在)

区分ア

1	5区 129-1-2
2	9区 90-1
3	27区 21-3
4	29区 16-5
5	30区 70-2

区分ウ

1	1区 47-2
2	1区 48-2
3	6区 41
4	7区 73
5	7区 137
6	8区 318
7	8区 326
8	13区 16
9	17区 37-1
10	17区 39
11	18区 680
12	18区 714
13	20区 102
14	25区 66
15	25区 94
16	25区 111
17	27区 140
18	28区 28-2
19	28区 104
20	30区 57
21	30区 59
22	30区 84
23	31区 ト-38-1
24	31区 ト-38-2
25	34区 508-1
26	34区 508-2
27	34区 509-1
28	35区 395
29	37区 8
30	37区 15
31	37区 19
32	37区 27
33	37区 67
34	37区 92
35	37区 129
36	38区 209
37	40区 13
38	40区 48
39	40区 107
40	40区 146
41	40区 189
42	40区 264

区分エ

1	27区 228-2
2	34区 386
3	34区 404
4	35区 81
5	35区 120
6	35区 267
7	35区 324
8	35区 347
9	35区 356
10	35区 412
11	35区 427
12	35区 428
13	35区 457
14	35区 466-1
15	35区 513
16	35区 514
17	35区 554
18	36区 4
19	36区 104
20	36区 176
21	36区 203
22	36区 205
23	36区 268-1
24	36区 282

区分イ

1	1区 90-2
2	2区 22-1
3	13区 32-2
4	14区 27
5	22区 371
6	22区 395
7	27区 39-2
8	27区 45-2
9	37区 97-1
10	37区 97-2
11	37区 98